

令和 7 年 春季

重 点 要 請 事 項

北 海 道 市 長 会

目 次

《 決 議 》	1
地方創生に関する決議.....	1
《 個別重点要請事項 》	2
[地方行財政関係について]	2
1 地方行財政の改革について	2
2 所得税の非課税枠「103万円の壁」の引上げに係る財源確保について	2
3 地方税財源の充実・確保等について	2
4 地方公共団体情報システムの標準化について	5
[保健医療福祉関係について]	6
1 社会保障制度の充実強化について	6
2 地域医療の確保について	7
3 医療保険制度の円滑な運営について	8
4 介護保険制度等の円滑な運営について	8
5 総合的な子育て支援策について	9
6 健康施策への支援について	10
[文教・学校施設関係について]	10
1 地方大学等の振興について	10
2 公立学校施設等の整備促進について	11
3 公立学校の教職員配置等の充実について	11
[経済・労働関係について]	12
1 北海道観光の振興について	12
2 雇用対策について	13
3 次世代半導体製造拠点の整備促進等について	14
[農林水産業関係について]	14
1 農林水産業の共通課題に対する支援等について	14
2 農業の振興について	15
3 酪農・畜産の振興について	16

4	外国との漁業交渉等について.....	17
5	ロシアのサケ・マス流し網漁禁止に対する対策について.....	17
6	水産業の振興について.....	17
	[社会基盤整備関係について]	18
1	北海道の開発行政について	18
2	社会资本整備総合交付金事業について	18
3	空き家・空きビル対策の推進について	18
4	北海道新幹線の建設促進等について	19
5	J R 北海道の安定的な経営に向けた支援について	19
6	並行在来線事業者に対する支援の強化等について	20
7	持続可能な地域公共交通の構築について	21
8	国土強靭化の推進について	21
9	高規格道路網をはじめとする道路整備の促進について	21
10	道路施設の凍上被害に対する支援について	21
11	治水事業等の整備促進について	22
12	港湾施設の整備促進等について	22
13	空港の整備促進と運営について	22
14	下水道施設の改築に係る予算の確保について	23
15	除排雪対策の充実について	23
	[環境関係について]	24
1	カーボンニュートラル実現に向けたエネルギー政策の確立について	24
	[防災・原子力発電所対策関係について]	25
1	防災・減災及び老朽化対策の強化について	25
2	原子力発電所への対応について	27
	[北方領土・自衛隊・その他について]	27
1	北方領土の早期返還について	27
2	北海道の自衛隊の体制強化について	28
3	情報通信基盤の整備促進等について	28

4	原油価格・物価高騰対策について	28
5	エゾシカによる被害対策（出没対策）	29

北海道内35市の市政推進に当たり、日頃から御理解、御高配を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、我が国の景気は緩やかに回復しているものの、米国の通商政策等による不透明感がみられることに加え、物価上昇の継続により、市民生活や企業活動、さらには自治体財政にまで多大な影響が及んでおります。

また、人口減少や高齢化の進行に加え、とりわけ若年層の大都市圏への流出により、道内の多くの市では、産業の担い手や後継者の確保が困難となっており、地域経済や多様な市民活動の基盤が揺らぎつつあります。

こうした厳しい状況の中においても、各市においては、激甚化する自然災害への備え、脱炭素化の実現、デジタル化の推進など喫緊の課題への対応を進めるとともに、「新たな地方創生」のもと自主的・主体的な地域づくりを推進していく所存であります。

そのためには、地方の実情に即した財政支援に加え、より実効性のある制度の創設や見直しなど、これまで以上に国からの力強い御支援が不可欠であります。

つきましては、今後の国の施策の展開や予算編成に当たり、道内35市の実情等にご理解を賜り、適切な措置を講じていただきますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

令和7年5月15日

北海道市長会

札幌市長	秋元 克広	苫小牧市長	金澤 俊	滝川市長	前田 康吉
函館市長	大泉 潤	稚内市長	工藤 広	砂川市長	飯澤 明彦
小樽市長	迫 俊哉	美唄市長	桜井 恒	歌志内市長	柴田 一孔
旭川市長	今津 寛介	芦別市長	北村 真	深川市長	田中 昌幸
室蘭市長	青山 剛	江別市長	後藤 好人	富良野市長	北 猛俊
釧路市長	鶴間 秀典	赤平市長	畠山 渉	登別市長	小笠原 春一
帯広市長	米沢 則寿	紋別市長	宮川 良一	恵庭市長	原田 裕
北見市長	辻 直孝	士別市長	渡辺 英次	伊達市長	堀井 敬太
夕張市長	厚谷 司	名寄市長	加藤 剛士	北広島市長	上野 正三
岩見沢市長	松野 哲	三笠市長	西城 賢策	石狩市長	加藤 龍幸
網走市長	水谷 洋一	根室市長	石垣 雅敏	北斗市長	池田 達雄
留萌市長	中西 俊司	千歳市長	横田 隆一		

《 決 議 》

地方創生に関する決議

北海道における急速な人口減少と超高齢化の進行は、行政サービスを含め、担い手不足が急速に深刻化する中、地域住民の生活を支えるインフラや公共交通、物流の維持等に支障を生じさせ、あらゆる社会課題に対応しなければならない局面を招いており、その克服に向けて、地方創生の取組が極めて重要であります。

このような中、国においては、新たに「地方創生 2.0 の基本構想の 5 本柱」を掲げ、今後、施策を具体化することとしておりますが、今こそ、政府においては、都市自治体が持つ特性を生かした大胆な政策を打ち出すことを強く要請します。

特に、人口減少・少子高齢化問題への対応による新たな地方創生の実現に向けて、国が先頭に立ち対策に取り組み、その第一歩として、東京一極集中の是正に係る政府関係機関の地方移転、地方大学の充実等に迅速かつ大胆な展開を図ること。

また、北海道の基幹産業である一次産業をはじめとした社会インフラの整備・公務人材を含めた地域の担い手育成や確保・2024年問題のほか、とりわけ物価高騰等の現下の社会経済情勢により、自治体財政は極めて逼迫しており、各種事業へも甚大な影響を及ぼしていることから、国は北海道が抱える様々な課題を解決する取組を強力に推進すること。

以上、決議する。

令和 7 年 5 月 15 日

北 海 道 市 長 会

《 個別重点要請事項 》

〔地方行財政関係について〕

1 地方行財政の改革について

地方分権改革については、地方の創意を活かした分権型社会を実現するため、基礎自治体への権限移譲、義務付け・枠付けの廃止・縮小など、更なる見直しを図ること。

2 所得税の非課税枠「103万円の壁」の引上げに係る財源確保について

(1) 所得税の減収による地方交付税の減少について

所得税の基礎控除額等の引上げによる地方交付税の減少については、国 の責任において恒久的に財源を確保すること。

(2) 個人住民税の減収について

「103万円の壁」の引上げに伴い、今後、個人住民税を見直す場合は、行政サービスに必要な地方税財源に影響を及ぼすことのないようにするこ と。

(3) 税額等の情報を活用した各種制度への影響について

所得税及び個人住民税の所得額や税額の情報を活用し、給付や負担を決 定している各種制度については、「103万円の壁」の見直しによる影響 に配慮し、住民や市町村の負担が増すこととならないよう、国において適 切に財源を確保すること。

3 地方税財源の充実・確保等について

(1) 地方税・地方譲与税について

ア 地方が真に自主的、自立的な行財政運営を行うためには、事務量に見

合う税源配分が必要であるため、国から地方へ税源移譲することにより、地方税の充実・強化を図り、国・地方間の税源配分を当面5：5とすること。

- イ ゴルフ場利用税については、道路や上下水道の整備・維持管理、廃棄物処理など、ゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源であるとともに、所在市町村が過疎地域や中山間地域に多く、自主的な税財源が乏しいことなどから、現行制度を堅持すること。
- ウ 森林環境譲与税について、森林整備に係る都道府県と市町村の役割や、それらに応じて令和6年度から見直された財源配分は、今後の運用状況を鑑みて適宜、検証すること。

(2) 地方交付税について

- ア 地方交付税は、国から恩恵的に与えられるものでなく、地方自治体の固有・共有の財源であることを明確にするため、国の特別会計に直接繰り入れる方式等の導入について検討すること。
- イ 地方の財政運営には、財源調整と財源保障の機能を持つ地方交付税の確保が極めて重要であることから、予算編成に当たっては、地方の財政需要を適切に積み上げるとともに、地方税などの収入を的確に見込み、必要な地方交付税総額の確保を図ること。
その際、常態化している地方財源不足の解消に当たっては、法定率の引き上げによる対応を基本とすること。
- ウ 福祉、医療、子育て等の社会保障、教育・安全などの経常的行政サービスの増大や、橋梁、学校等の改修費用の高騰など、継続的な物価上昇を踏まえた真に必要な財政需要について、単独事業を含め的確に地方財政計画に盛り込み、地方自治体の避けられない財政需要の増嵩を適切に地方交付税の需要額に反映させることとし、地域の様々な課題に対処するためには積み立てている地方の基金残高の増加を理由に、地方交付税の削減を行わないこと。

エ 積雪寒冷地においては、除排雪等の特有の経費を要することから、労務単価、機械損料、諸経费率の上昇等も含めた財政需要を十分に把握し、適切な行政経費の充実を図ること。

また、除排雪に必要な重機については、業者の資力により保有が困難な場合に、自治体が保有し貸与することが求められていることから、重機の購入に要する経費についても財政需要として算定すること。

オ こども未来戦略「加速化プラン」における各施策については、適切に財政需要を把握し、地方負担分も含め、全期間において交付税等の必要な財源を確実に確保すること。

(3) 地方債について

ア 公共施設等適正管理推進事業債については、公共施設の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に推進するため活用されており、計画立案から竣工までに相当の期間を必要とすることから、以下の措置を講じること。

① 長期的な視点をもって計画的に更新等が行えるよう、恒久的な措置とすること。

② 公用施設の老朽化等に伴う整備が行えるよう、集約化・複合化事業及び長寿命化事業について、対象施設の拡充を図ること。

イ 市町村役場は、災害対応や防災拠点の中核的役割を担うほか、多くの市民が利用する施設であるため耐震化が必須であるが、全ての市町村が対応を終えていない状況にある。

庁舎の整備等にあたっては、場所や規模、設備、機能など多くの事項とその財源を決定する必要があり、市民との合意形成にも時間を要することから、財源を確実に確保するために、新庁舎整備等に活用できる緊急防災・減災事業債について、事業期間を延長し、さらには恒久的な措置とすること。また、現事業期間においても市町村役場機能緊急保全事業と同様に実施計画着手を要件とした経過措置を講じること。

ウ 緊急防災・減災事業債については、災害時に災害対策の拠点等となる

公共施設及び公用施設の建替え（全部改築）を対象とするなど、対象事業の拡充を図ること。

エ 広域行政を計画的・安定的に推進するとともに、住民に対する行政サービスの向上を図るため、施設整備等を対象とした起債制度を創設すること。

オ 災害発生の未然防止及び災害時の被害拡大防止に活用している緊急浚渫推進事業債及び緊急自然災害防止事業債の事業期間を延長し、さらには恒久化についても検討すること。

カ 公共施設のＬＥＤ化など地域脱炭素化に活用されている脱炭素化推進事業債については、国が地球温暖化対策計画で掲げている2030年目標に向けて、自治体が計画的に取り組めるよう、事業期間を延長し、充当率の引上げ及び交付税措置の拡充をすること。

(4) 国庫補助負担金改革について

国庫補助負担金については、国と地方の役割分担を再整理し、明確化した上で、真に国が義務的に負担すべき分野を除き、廃止し、財源移譲を進めること。その際、地方の自由度の拡大につながらない国庫補助負担率の引下げは決して行わないこと。

4 地方公共団体情報システムの標準化について

ガバメントクラウド及び標準準拠システムへの移行を円滑に進めるため、以下の措置を講じること。

ア システム移行に係る業務負担を軽減するため、人的支援や適時適切な情報提供を引き続き講じること。

イ システム移行に伴い増嵩する通信回線費、ガバメントクラウド及びシステム利用料等の運用経費について、地方自治体に新たな財政負担を生じさせないよう、確実な支援を講じること。

ウ システム移行や標準仕様に対応するため、ミドルウェアの調達経費及

び開発工数の増加に伴う経費等、新たに発生する費用については、自治体負担が増加することのないよう補助対象を拡充するなど、全額国費による財政措置を講じること。

エ 標準準拠システムへの移行については、地方自治体の実情を踏まえ、所要の移行期限を設定するとともに、移行完了まで適切な支援措置を講じること。

[保健医療福祉関係について]

1 社会保障制度の充実強化について

- (1) 社会保障制度改革における具体的な制度の検討に当たっては、地方自治体が社会保障の最前線において中心的な役割を果たしていることを踏まえ、引き続き「国と地方の協議の場」等において真摯な協議を行い、地方の意見を的確に反映すること。
- (2) 社会保障・税番号制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高める社会基盤であることから、制度の円滑な運営と信頼性を確保するため、次の措置を講じること。

ア 制度の普及・活用の実態について検証するとともに、自治体等の意見を聞いて、一層の普及促進に向け必要な措置を講じること。

イ 情報連携の運用に当たっては、専門の職員を配置できない自治体へも配慮して、具体的で分かり易いマニュアルの提供や研修会の開催、相談窓口の設置など、技術的支援の充実・強化を図ること。

ウ 国と地方が一体的に安全性を共有できるよう万全のセキュリティ体制を構築するとともに、システム障害や情報漏えい等の事態に備えて、迅速に原因究明や復旧、対応策が講じられるよう万全の危機管理体制を整えること。

あわせて、市町村への専門的・技術的な支援体制の強化を図ること。

エ 制度に対する国民の理解を深め、不安を払拭するよう丁寧かつ十分に説明し、周知徹底を図ること。また、民間事業者においても、特定個人情報の保護や十分なセキュリティ対策が確実に講じられるよう、国の責任において対応すること。

オ 制度の導入に伴い必要となる個人番号カード発行や行政機関間の情報連携及びセキュリティ対策などに係るシステム改修等の経費はもとより、今後も継続する交付事務等、マイナンバー制度の運用に伴い不可避的に生じる経費について、地方公共団体の負担とならないよう十分な財政措置を講じること。

2 地域医療の確保について

(1) 産科医・小児科医・麻酔科医・内科医等をはじめとする医師、看護師等の不足の解消や地域ごと・診療科ごとの医師偏在の是正を図り、地域が必要とする医師等の養成に向けた取組を着実に推進すること。

特に、周産期医療については、安全な分娩体制が取れない深刻な地域があることから、必要な対策を継続して講じること。

(2) 医師臨床研修制度の導入による影響を踏まえた医師不足地域での一定期間の勤務の義務付けなど、地域医療の確保につながるよう早急に改善を図ること。

また、専門医制度の運用に当たっては、医師の偏在など地域医療への影響について、検証すること。

(3) 地域医療構想に係る地方の取組について、それぞれの地域特性や実情に配慮した的確な助言及び支援を行うこと。

(4) 自治体病院をはじめ公的病院は、不採算医療を担うなど地域医療を守る責務を果たしており、地域医療サービスを継続して提供できるよう経営基

盤の安定を図るため、次の措置を講じること。

ア 医療従事者的人材確保・定着に向けた取組や運営経費への財政措置を拡充強化すること。

イ 診療報酬等について、物価や賃金の上昇に応じて適切に対応する仕組みを導入するとともに、厳しい経営状況を踏まえ、期中の改定も視野に入れて対応すること。

ウ 不良債務等を長期債務に振替え、計画的な償還を行うことができるよう、公立病院特例債を創設すること。

3 医療保険制度の円滑な運営について

(1) 国民健康保険財政は、恒常に厳しい状況にあることから、都道府県単位化の前提条件である財政支援を今後も確実に実施するとともに、被保険者の高齢化に伴う医療費の増加や所得の減少に対応できるよう、更なる国保財政基盤の強化を図ること。

今後においても、医療保険制度の一本化の理念実現に向け、国民健康保険制度と他の医療保険制度との負担の公平を図り、安定的で持続的な制度を構築するため、抜本改革に取り組むこと。

また、これらの取り組みに関する制度改正に関連した事務の標準化・広域化等に係る経費については、今後新たに生じることとなる経費も含め、国の責任において確実に財源を確保し、必要な財政措置を講じること。

(2) 高額医療費負担金の基準額引上げについて、国から都道府県への負担金減少が市町村の事業費納付金増加に繋がらないよう、保険者支援制度の拡充及び給付費見直しによる調整効果を検証し、市町村の負担が増えないよう必要な措置を講じること。

4 介護保険制度等の円滑な運営について

(1) 介護報酬について

介護報酬については、これまでの改定結果を十分に検証し、事業者等の実態を的確に反映したものとすること。

特に、令和6年度介護報酬改定においては、利用者の自宅を訪問することを主とする訪問介護事業所と、同一建物内の利用者を訪問している訪問介護事業所の基本報酬が区別されず減額されており、訪問件数や稼働時間等による両者の収益率の差異が反映されていないことから、事業者が地域において継続的にサービス提供が行うことができるよう措置を講じること。

また、介護職員の処遇改善等の加算措置については、それらが法人・事業所の運営や職員の人材確保、処遇改善に与える効果や影響などについて、引き続きその実態を十分に検証すること。

(2) 介護人材の確保について

ア 質の高い介護人材を安定的に確保するため、地域医療介護総合確保基金の拡充など十分な措置を講じるとともに、関係団体や市町村等の意見を十分に聞くこと。

イ 介護支援専門員の確保・定着のため、処遇改善加算対象への追加、法定研修受講の負担軽減等必要な措置を講じること。

ウ 外国人介護人材の確保・定着のため、事業者及び育成する教育機関に対して受け入れ環境の整備や情報提供などの支援策を充実すること。

5 総合的な子育て支援策について

(1) 幼児教育・保育の無償化については、以下の措置を講じること。

ア 保育需要の更なる増加を見据え、量の拡大と質の改善が図られるよう、「国と地方の協議の場」において、引き続き地方の意見を十分に反映して制度の充実・改善を図ること。

イ 満3歳児における無償化の取扱いについて、認定区分により異なる開始時期を統一すること。

(2) 待機児童の早急な解消や安心・安全な保育の実施に向けて、以下の措置を講じること。

ア 認可保育所や小規模保育事業所などの多様な受け皿の整備を進めるこ

と。

イ こども誰でも通園制度の実施に当たり、更なる保育人材の確保・定着に向け、職員の配置基準を継続的かつ適切に見直し、処遇の改善、人材育成、潜在保育士の再就職支援等、実効性のある取組に必要な財源を確保すること。

(3) 保育料について、第2子以降に対する特例措置の適用に当たっては、所得基準を引き上げることや認可外施設に入所する児童を算定対象とするなど、多子世帯への負担軽減策を拡充すること。

6 健康施策への支援について

がんの早期発見、早期治療を更に進めるため、子宮頸がん、乳がん及び大腸がん検診の助成を継続し、支援の充実を図ること。

また、がん患者が円滑な社会生活を営めるよう、地方自治体が実施する就労支援等の相談業務や治療に伴う外見変化に起因する苦痛を軽減するためのアピアランスケアに関する助成など療養生活の質を維持向上させるための施策に対して、必要な財政措置を講じること。

[文教・学校施設関係について]

1 地方大学等の振興について

(1) 地方大学などの高等教育機関は、地域の将来を支える人材や産業の育成、地域の課題解決等に貢献し、地方創生に重要な役割を担っていることから、地場産業振興に資する研究や教育プログラムの開発など、教育機関がその機能を十分に發揮し、活性化が図られるよう、多様な支援策を充実するこ

と。

- (2) 地方大学の更なる振興を図るため、運営費交付金や私立大学補助、公立大学における交付税措置など、財政措置を充実・強化すること。

また、外部資金の確保の機会が少ない文化系教育系大学について十分な配慮をすること。

2 公立学校施設等の整備促進について

- (1) 空調設備の整備について、計画的に事業を進めていくことができるよう、財政措置の拡充を図ること。

ア 小中学校及び義務教育学校等（幼稚園を含む）について、冷房設備の集中的な整備に係る計画事業量に応じた学校施設環境改善交付金の予算確保、補助率の引き上げ、下限額の撤廃及び高等学校等への補助対象拡大を行うとともに、実勢単価に見合った補助単価の引き上げを行うこと。
イ 認定こども園等について、保育対策総合支援事業費補助金の予算確保及び補助率の引き上げを行うこと。

ウ 児童館について、次世代育成支援対策施設整備交付金の予算確保及び補助率の引き上げを行うこと。

エ 放課後児童クラブについて、子ども子育て支援施設整備交付金の予算確保及び補助率の引き上げを行うこと。

オ 緊急を要することから、各事業採択の迅速化を図ること。

3 公立学校の教職員配置等の充実について

公立学校における教職員等の配置を改善し、教育の質向上を図るため、次の措置を講じるとともに必要な財源の充実、確保を図ること。

ア 教職員定数を改善すること。

イ スクールカウンセラー等の専門スタッフ、教員業務支援員及び日本語指導補助者の配置や部活動指導員などの多様な人材の活用促進のために

必要な支援措置を講じること。

ウ 中学校の少人数学級（35人以下）について、早期実現を図ること

[経済・労働関係について]

1 北海道観光の振興について

(1) 安心・快適に道内観光地を周遊するため、交通インフラ等の整備を促進すること。

ア 高規格道路及び空港・港湾等へのアクセス道路の整備促進を図ること。

イ 新千歳空港を利用する観光客等の利便性向上や、道内各地へのアクセスを改善するために、新千歳空港駅のスルーハザード化を実現させること。

ウ 外国語併記の観光案内標識の設置やまちの景観の整備など、観光客の受入に係る施設の整備を支援すること。

(2) 外国人観光客の誘致を促進するため、規制緩和等を推進すること。

ア 宿泊施設をはじめとする施設整備に係る課税の特例措置や特定免税店制度など、財政上、税制上又は金融上の特例的な措置を創設すること。

イ 外国人の出入国に対応できる空港及び港湾におけるC I Q体制の整備充実を図ること。

特に、関税法、出入国管理法等の関係法令で指定されていない空港への国際チャーター便の乗り入れ及び港湾における需要に応じたC I Q機関職員の万全な体制を構築すること。

ウ 中国など一部外国航空会社の新千歳空港への乗り入れ規制を更に緩和すること。

(3) 観光資源の更なる充実や外国人が安心・快適に旅行することができる環境づくりなど、観光地としての国際競争力を高める取組を支援すること。

ア 外国人観光案内所の機能向上や観光施設等におけるI C T端末を活用

した多言語対応の促進、外国人旅行者向け無料公衆無線ＬＡＮ環境の整備促進など、外国人旅行者の受入環境整備事業の拡充を図ること。

イ　外国人患者を受け入れる医療機関の充実や情報の周知促進、保険手続き等の体制整備など、不慮の怪我等に迅速に対応できる環境を整備すること。

(4) 航空需要の回復・増大に向けて、次の措置を講じること。

ア　航空・空港関係事業者の人材確保・育成等に向けた取組や空港機能の効率的投資・運用に向けた取組を推進するとともに、新規就航・増便を促進するための受入環境整備を引き続き行うこと。

イ　国は、「航空燃料供給不足に対する行動計画」を着実に実施するとともに、引き続き、航空会社の希望に応じて航空燃料を安定的に供給できる取組を推進すること。

2 雇用対策について

(1) 北海道の雇用情勢は、緩やかに持ち直しの動きがみられるが、介護・保育・医療・農林漁業・建設等の分野においては、人手不足等が依然として顕著となっていることから、再就職・能力開発対策、非正規労働者の正社員化支援、若者や女性の起業に対する支援策を着実に推進し、雇用の維持・拡大を図ること。

(2) 地方の雇用拡大に向けて、資金、人材、情報等の支援制度を構築し、企業の立地促進に向けた取組を推進すること。

(3) 外国人材の受入れに当たっては、多文化共生社会の実現に向け、国の責任において、日本語教育や社会保障など、外国人が安心して働き、暮らしていくための環境整備の取組を推進し、財源措置の拡充を図ること。

3 次世代半導体製造拠点の整備促進等について

国家プロジェクトである次世代半導体の開発及び量産事業を円滑に推進するため、以下の措置を講じること。

- ア 製造拠点を取り巻く各インフラ整備等の促進すること。
- イ 各インフラ整備等に係る財源確保や財源措置を拡充すること。
- ウ 国及び北海道、自治体等の関係者による情報共有と連携体制の維持・強化を図ること。
- エ 新たな関連企業の集積やサプライチェーン構築に伴う工業団地や住環境等の社会基盤整備への支援の充実・強化を図ること。

[農林水産業関係について]

1 農林水産業の共通課題に対する支援等について

(1) 農林水産業の共通課題に対する支援について

- ア 農林水産業における新規就業者等の就業意欲を喚起し定着化を図るため、サポート体制や研修の充実など、魅力ある担い手対策を講じること。
- イ 食の安全・安心を守るため、海外からの家畜伝染病や水産物の感染症などの侵入を、水際で防止する防疫対策を一層徹底すること。
- ウ 農林水産物のブランド化による販路拡大など、北海道の地勢・特性を活かすことのできる農業政策を推進すること。
- エ 道内産農林水産物や加工品の効率的かつ安定的な輸送を確保するとともに、6次産業化による地域の競争力強化を図ること。
- オ 道内産農林水産物や加工品の更なる輸出促進を図るため、長期保存が可能となる低温貯蔵施設の改修や、集出荷等の共同利用施設の整備など施設整備を推進するとともに、海外展開の取組を支援するサポート体制を一層強化すること。

(2) 自由貿易協定等に対する対応について

ア 農林水産物の安全・安定供給、食料自給力と自給率の向上、国内農林水産業・農山漁村の振興などを損なうことのないよう対応すること。

また、農林水産業に対する影響など十分な情報提供を行うとともに、幅広い国民的議論を行うこと。

イ 農林水産分野における重要5品目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物）と水産物については、引き続き再生産が可能となるよう必要な国境措置を確保するなど慎重に対応すること。

ウ 「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱」に基づく政策については、農林水産業の体質強化を図るため、各分野及び地域の実情を踏まえつつ着実に推進すること。

また、CPTPP、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA及びRCEPに関わる対策費については、引き続き既存の農林水産予算の外枠として確保すること。

エ CPTPP協定における牛肉、豚肉、ホエイのセーフガードについて、日米貿易協定の発効後も米国分を含んだ発動基準数量となっているため、適切に発動されるよう協定の修正協議を早急に行うこと。

2 農業の振興について

(1) 経営の安定対策について

ア 農業者が安定して経営を継続できるよう、外国産農産物との競争や自然災害による減収などに対して、経営所得安定対策の充実強化を図ること。

イ 農業生産資材等の価格が急騰し、農業生産者の経営環境は厳しい状況であることから、生産資材等の安定確保や価格の安定化、生産に係るコスト負担軽減に資する対策を継続して講じること。

ウ 農業の担い手に対して、省力化技術や新品種への切替えなどの研修機会を充実するとともに、農業経営基盤強化資金など、農地の取得や改良等に要する資金の借入れに対する支援を一層拡充すること。

エ 省力化に向けた機械の導入などの施設整備に対する支援策については、小規模経営の農家にも適用を図ること。

オ 新規就農者育成総合対策（経営開始資金）については、北海道農業の特性や実情を踏まえ、就農要件などの見直しを図るとともに、適切な予算措置を講じること。

(2) 主要農作物である稲、麦及び大豆については、北海道特有の積雪寒冷という栽培条件に適した、安全で優良な種子の安定供給が引き続き可能となるよう、十分な財政措置を講じること。

(3) 水田を対象として支援する水田活用直接支払交付金を作物ごとの生産性向上等への支援へと転換するにあたっては、水張りの要件を受けて既に畠地化促進事業を活用した農業者との不公平が生じないことを前提に、生産者及び農業関係団体等から現場の課題を十分に把握のうえ、慎重に見直しを行うとともに、地域農業に影響が生じる場合は、必要な対策を実施すること。

3 酪農・畜産の振興について

(1) 経営の安定対策について

ア 生乳消費量の伸び悩みや減産調整、飼料価格の高騰など、酪農・畜産の経営環境は厳しさを増し、農家戸数の減少が続いていることから、飲用乳、乳製品加工原料乳の価格安定策や長期的な消費拡大等の需要喚起、担い手育成の強化など、抜本的な経営安定対策を推進すること。

イ 需給状況に応じた乳製品の安定供給の確保が図られるよう、加工原料乳生産者補給金制度の拡充を図ること。

ウ 日本産チーズの競争力を高めるため、原料乳の高品質化・コスト低減や日本産チーズの需要拡大に向けた取組を引き続き推進すること。

エ 配合飼料価格安定制度について、経営規模拡大に伴い、基金負担額が

増加することから、軽減策を講じること。

オ 近年、輸入飼料や燃油などの生産資材の価格が高騰し、農業経営に大きな影響を与えていていることから、生産者の負担緩和のための財政支援に加え、飼料穀物の備蓄のあり方や、国産飼料の増産を含め、飼料価格の安定化に資する対策を講じること。

4 外国との漁業交渉等について

北太平洋の公海におけるサンマ資源等の持続可能な利用のため、「北太平洋漁業委員会」で協議を進め、関係諸国と連携し、早期に適切な資源管理が行われるよう積極的に対応すること。

5 ロシアのサケ・マス流し網漁禁止に対する対策について

ロシア水域でのサケ・マス流し網漁が禁止され、漁業者や水産加工、運輸、船舶資材など関連産業はもとより、地域経済にも甚大な影響が及ぶことから、将来的なロシア水域におけるサケ・マス漁業等の権益の継続、確保に向け、強い意志をもって、ロシア政府との交渉に取り組むとともに、漁業者など関係者の意向を十分聞いた上で、中長期的な視点に立ち、関係者の生活の安定や地域経済の維持などに有効な対策を講じること。

6 水産業の振興について

(1) 経営の安定対策について

ア 漁業及び関連産業が安定して経営を継続できるよう、資源管理等推進収入安定対策事業を持続するための基金の積み増し等の漁業収入安定対策の充実・強化や、設備投資への支援など、経営所得安定対策を一層推進すること。

イ 燃油価格等の動向に左右されない漁業経営への転換に向けた取組を推進するため、省エネ機器等の導入など、漁業の燃油価格等高騰対策の継続・強化を図ること。

(2) ホタテの採苗不振に係る調査研究体制の強化について

道内の主要魚種であるホタテの稚貝の安定生産に向けて、採苗不振の原因究明や、採苗技術の研究強化及び迅速な情報共有を図ること。

[社会基盤整備関係について]

1 北海道の開発行政について

北海道が活力と魅力に溢れ、食料供給や観光振興、脱炭素化をはじめ、各分野において今後ともわが国の一翼を担うため、北海道総合開発計画、予算の一括計上、特例措置という現在の北海道開発の枠組みを堅持するとともに、必要な予算及び人員を確保すること。

2 社会資本整備総合交付金事業について

道路事業や上下水道事業などの社会資本整備事業を計画的に推進できるよう、必要な交付額を確保すること。

特に、重点配分事業や継続事業については、事業規模の縮小や事業期間の延伸などの支障を来さないよう予算措置すること。

3 空き家・空きビル対策の推進について

空き家・空きビル対策を推進し、地域住民の生命・身体・財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るために、以下の措置を講じること。

ア 交付金制度における国費率を引き上げるとともに、国が定める不良住宅等除却費については、建築構造や有害物質を含む建築部材の使用状況により、補助単価と実施単価に大きな乖離が生じる場合があるため、市町村の負担にならないよう、十分な財政支援を講じること。また、所有権に関する法的処理については、建物にかかる所有権の状況等に応じて迅速な対応が可能となるよう検討すること。

4 北海道新幹線の建設促進等について

- (1) 工期短縮に向けた検討を継続し、新函館北斗・札幌間の早期完成を図ること。
- (2) 新函館北斗・札幌間の開業遅れに伴う影響を最小限に抑えるための方策や、事業費の増嵩に伴う新たな地方負担が生じないよう適切な措置を講じること。
- (3) 青函トンネル共用区間におけるすれ違い走行問題の早期解決を図ること。
- (4) 幅広い観点での新幹線建設財源の確保に努めるとともに、地方負担に対する財源措置の充実強化を図ること。

5 J R 北海道の安定的な経営に向けた支援について

- (1) 国鉄の分割民営化に際し設けられた経営安定基金の運用益は、J R 北海道の経営安定に不可欠なものであるが、金利の低下により運用益が大幅に低迷している状況にあることから、将来にわたり安定的な収益を確保し、脆弱な経営基盤が再建されるよう、支援の効果を検証しつつ確実に継続すること。
- (2) 積雪寒冷な気候により劣化が進んでいる施設の補修や耐震化が喫緊の課題となっていることから、これらの安全対策上必要となる費用について支援措置を継続すること。
また、台風等被害に係る復旧については、迅速な対応が可能となるよう、補助率の引上げを含め支援措置の拡充を図ること。
- (3) J R 貨物から支払われる線路使用料には、線路保守に関わる建設勘定経費や人件費は含まれておらず、旅客会社が路線の維持管理経費の多くを負

担している。特に、JR北海道においては、JR他社と比較して貨物輸送の割合が高いことから、大きな負担となっている。

食料の安定供給を担うJR貨物の運行は、北海道のみならず、日本全体で維持すべき重要なネットワークであり、JR北海道に対する負担軽減のため、線路使用料の見直しに向けた支援も含め、コスト負担のあり方について幅広い検討を行うこと。

(4) 訪日外国人の利便性向上や鉄道施設のバリアフリー化による利用促進など、JR北海道が鉄道事業の増収につながる対策を積極的に実施できるよう、補助事業の補助率の引上げや金融上の優遇措置を含め、支援措置を講じること。

(5) ハード・ソフト両面の安全対策には、膨大な費用と時間が必要であり、脆弱な経営基盤にあるJR北海道が、早急に安全運行体制を構築することができるよう、安全投資への十分な資金の確保に向けた必要な支援を継続すること。

(6) 鉄道網の維持・存続を図るために地域と協力して行う支援に当たっては、地域の実情や意見を踏まえるとともに、地域と十分に協議の上、支援制度の構築を行うこと。

6 並行在来線事業者に対する支援の強化等について

北海道新幹線の開業に伴いJR北海道から経営分離された並行在来線に対して、安定的に維持・存続が図られるよう以下の措置を講じること。

- ア 設備投資及び維持管理経費に対する助成措置の拡充
- イ 赤字補填や運営費の支援制度の拡充
- ウ JR路線との乗継運賃の割引に対する支援制度の創設
- エ JRからの譲渡資産や新たに整備・取得した鉄道資産に対する税制特

例の拡充

才 平成27年1月に政府・与党申合せにより示された、令和13年度以降の貨物調整金制度の見直しに当たっては、新幹線貸付料の活用などに加え、幅広い観点による新たな財源を確保すること。

7 持続可能な地域公共交通の構築について

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金及び地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金については、高齢者や学生などの交通弱者を含めた地域住民の生活に不可欠なバス路線を守るため、補助要件の緩和及び補助対象経費の限度額の引上げを行い、安定した支援を継続すること。

また、運行区域の全てが政令市等の区域内にある系統を地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の補助対象にするとともに、地域間幹線系統に接続していない同一市町村内を運行する系統についても、新たな補助制度により支援を行うこと。

8 国土強靭化の推進について

「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」完了後においても、切れ目なく強靭な国土づくりを進めるため、国土強靭化実施中期計画の達成に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保するなど、国土強靭化の取組の継続的・安定的な推進を行うこと。

9 高規格道路網をはじめとする道路整備の促進について

高規格道路の整備促進を図るとともに、着手している区間の早期完成と、未着手区間の早期着手を図ること。

10 道路施設の凍上被害に対する支援について

地球温暖化の影響による異常な天然現象により、冬期の降雨・融雪を要因とする道路舗装の損傷（凍上・ポットホール被害）が著しいことから、

積雪寒冷地特有の道路施設維持、修繕及び更新に要する経費について、支援の継続や新たな補助制度を創設するなど必要な財政措置を講じること。

11 治水事業等の整備促進について

- (1) 気候変動の影響等による大雨などの激甚化・多様化する自然災害に備え、関係機関の連携の推進など、危機管理体制を充実強化するとともに、河川事業、砂防事業等について、流域治水の考え方の基、積極的に実施すること。
また、現行の河川整備基本方針や河川整備計画について、気候変動の影響等を踏まえた変更を検討するとともに、計画に基づく事業を円滑に実施すること。

- (2) 海岸の高潮、侵食対策の着実な推進を図ること。

12 港湾施設の整備促進等について

- (1) 北海道の国際的な経済連携の促進や、基幹産業の競争力を高めるため、海上コンテナなどに対応する港湾機能の高度化を図るとともに、港湾の施設整備を促進すること。
- (2) 外国人観光客の受入や地域での交流、観光の拠点となる「みなとオアシス」などの機能強化を図るとともに、大型クルーズ客船などの受入環境整備を推進すること。

13 空港の整備促進と運営について

- (1) 新千歳空港の整備・機能強化について、次の措置を講じること。
- ア 将来の航空需要を見据え、滑走路の増設や長距離国際路線の安定運航に必要となる滑走路の延長整備も含めた空港の将来像について、速やかに検討を行うこと。
- イ 今後、見込まれる航空需要の増大に対応できるよう、二次交通の輸送

力強化として、南千歳駅と新千歳空港駅間の複線化等の検討や空港アクセスの充実に係る取組への連携・支援を図ること。

- (2) 民間委託による道内 7 空港の一体的運営に当たっては、空港運営事業者が各地域の意向を踏まえ、地域振興を図るとともに、運営事業を着実に推進できるよう、国において管理・監督すること。

14 下水道施設の改築に係る予算の確保について

- (1) 下水道施設の改築に係る国費支援については、公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など、下水道の果たす公共的役割に鑑み、今後増大が見込まれる老朽化施設の改築需要に適切に対応できるよう、十分な予算を確保すること。

また、令和 9 年度以降の污水管渠改築事業に対する財政支援の要件となるウォーター P P P の導入及び運用に対して、支援の充実を図るとともに、老朽化対策を進める地方公共団体の実情を十分把握したうえで、導入時期については柔軟に対応すること。

- (2) 地方公営企業繰出金の高資本費対策に要する経費に係る繰出基準について、供用開始 30 年未満の事業を対象とする年限要件を見直すこと。

15 除排雪対策の充実について

道路整備によるストック効果を冬期においても十分に発揮できるよう、道路除排雪経費に対する社会資本整備総合交付金等の補助率 3 分の 2 を充足する予算の確保を行うこと。

また、大雪時における市町村道の除雪に対する臨時特例措置について、局地的な豪雪への適用拡大など十分な支援措置を図ること。

[環境関係について]

1 カーボンニュートラル実現に向けたエネルギー政策の確立について

- (1) 地球環境の保全と国民の安全・安心の確保や産業活動の発展を前提に、効率的・安定的な電力供給の確保等を図るため、中・長期的なエネルギー政策のあり方について引き続き国民的議論を尽くし、必要な措置を講じること。
- (2) 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、長期的な視野に立ったエネルギー政策として、水力、風力、太陽光や畜産・木質バイオマス、海洋エネルギーなど、地域の特色を活かした再生可能エネルギーの地産地消の推進を図るとともに、防災対策や電力供給体制の強靭化を図るため、自立分散化を進めること。
また、再生可能エネルギー普及促進を目的とした補助制度など既存の制度の維持及び拡充を図ること。
- (3) 再生可能エネルギーの普及を促進するため、送配電網の維持・運用費用の負担のあり方の検討に当たっては、発電事業者の過大な負担とならない仕組みを構築すること。
あわせて、発電事業者の参入を促すため、電気事業者の送電容量不足の解消や送電網の増強を推進すること。
- (4) 北海道は暖房などによる化石燃料の利用により全国に比べ家庭部門におけるCO₂の排出割合が大きく、住宅の省エネ・省CO₂化の推進が必要であることから、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）や高効率暖房・給湯器、太陽光発電システム・蓄電池の導入設置を行う一般家庭に対して十分な財政支援を行うこと。

[防災・原子力発電所対策関係について]

1 防災・減災及び老朽化対策の強化について

- (1) 道路、橋梁、上下水道等のライフライン施設の耐震化や維持補修の強化を図るため、財政措置を更に充実し、防災・減災及び老朽化対策を促進すること。
- (2) 災害対策本部や支援・避難拠点となる市役所等の公共・公用施設やホテル、旅館等の大規模建築物等の耐震化などを更に促進するため、補助率の拡大など補助制度や、必要な地方債資金の確保など、財政措置の継続・拡充を図ること。
- (3) 大規模な災害に対応するため、広域的なネットワーク形成が必要であり、代替路をはじめとした基幹道路の整備促進を図ること。
- (4) 災害に強い海上輸送ネットワークと地域防災力の増強を図るため、耐震強化岸壁の整備など、防災機能の高度化を推進するとともに、財政措置を拡充すること。
また、太平洋側を中心に集約されてきた物流拠点について、リスク分散の観点から、日本海側の拠点となる港湾の更なる機能強化を図ること。
- (5) 地域における防災・減災対策を強化するため、JR路線への踏切や高架橋新設を含む避難路の整備、津波避難タワー等の設置、避難所における発電機等の資器材の整備や食糧の備蓄、自主防災組織の活動支援、要配慮者対策など、自治体が行う防災・減災事業に対する財政支援措置の継続・拡充を図ること。
- (6) 大規模な災害による停電発生時に、踏切の遮断機が長時間遮断され、住民の避難や救助救出活動が困難になる事態を回避するため、踏切の早期解

放に向けた対策について検討するとともに、鉄道事業者等に対して必要な指導や支援を行うこと。

(7) 大規模な災害による電源喪失のリスクを回避するため、非常用電源や燃油供給体制の構築、電力系統や北本連系設備の増強、さらには地域における電源の分散化など、引き続き電力供給の強靭化を図ること。

また、北本連系設備の増強に当たっては、全国的な送電ネットワークの環境整備に資することを考慮し、広域的な費用負担の仕組みを構築すること。

(8) 厳冬期の災害発生に備え、指定避難所の機能強化のため、発電機等の非常用設備や暖房器具の導入に伴う支援を拡充すること。

(9) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し、積雪寒冷地特有の課題を踏まえたハード・ソフト両面からの総合的な対策を着実に実施し、防災・減災の徹底を図るため必要となる財源について、北海道開発予算などとともに、安定的に確保すること。

(10) 津波避難対策を推進する上で、特に重要な地域住民に対する防災教育や啓発などについて、その充実・強化に向けた取組を推進すること。

(11) 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置付けられた事業を着実に進められるよう、防災・安全交付金については、自治体が必要とする所要額を確保すること。

また、特別強化地域に指定されている自治体が整備する、津波からの一時避難場所を確保するための複合施設については、公共施設としての利用や冬季における長時間の避難など、平時・災害時ともに有効活用ができる

ことから、基準水位を下回る階層にいても、同法により嵩上げされた補助率が適用となるよう対象要件を緩和するとともに、自治体負担分について活用可能な地方債制度の拡充を図ること。

2 原子力発電所への対応について

(1) 大間原子力発電所については、建設予定地から北海道まで最短で23キロメートルしか離れておらず、活断層の存在も懸念されており、大きな危険性が指摘されている。

ついては、事故などが生じた場合、地域経済に壊滅的な打撃を与えるものであるにもかかわらず、函館市や北斗市をはじめとする北海道内の自治体等への十分な説明もなく、福島第一原子力発電所の事故原因の究明もなされていない中で再開された大間原子力発電所の建設工事は中止すること。

(2) 原子力関係施設に対する地震・津波対策など新たな規制基準を厳格に適用することはもとより、早急に福島第一原子力発電所の事故原因の究明を進め、得られる教訓や知見を踏まえた安全対策を講じることにより、安全の徹底を図ること。

また、原子力発電所に関する情報提供と説明責任を果たし、周辺住民や自治体の不安の解消に努めるとともに、UPZ外も含めた区域においても万全な防災対策を構築できるよう支援すること。

[北方領土・自衛隊・その他について]

1 北方領土の早期返還について

(1) 一日も早い北方領土問題の解決と平和条約締結に向け、国内外世論の喚起に努めつつ、強力な外交交渉を行うなど、引き続き最大限の努力すること。

(2) 早期返還に向けた戦略的環境づくりのため、北方四島交流事業をはじめ、北方墓参、自由訪問などの推進と、日本の法的立場を害さない形での北方四島における共同経済活動の実現に向けた協議を進めること。

2 北海道の自衛隊の体制強化について

我が国を取り巻く安全保障環境は、ロシアのウクライナ侵攻や北朝鮮の相次ぐ弾道ミサイルの発射などにより、緊迫した状態が続いている。特にロシアと国境を接している北海道においては、北方領土での継続的な軍事演習等によって緊張が高まっている。

自衛隊が、我が国の平和と安全を守る重要な役割を担っている中、とりわけ国土の約22%を占める北海道は地政学的に北方防衛の要衝としての特殊性を有していることから、自衛隊の体制を強化すること。

また、自衛隊の災害時における救援活動やまちづくりに及ぼす影響等の重要性などに鑑み、人的体制を拡充し、充足率の向上を図ること。

3 情報通信基盤の整備促進等について

(1) 地上デジタル放送への移行により必要となった電柱共架料等の維持管理経費について、自治体や住民の負担軽減を図るための仕組みを構築すること。

(2) 地上デジタルテレビ放送送受信施設の更新について、資機材等の高騰及び納期の長期化により、更新には多額の費用と時間を要することから、厳冬期の施工が困難な北海道の実情を踏まえ、複数年度にわたる財政支援をはじめ、万全な支援措置を講じること。

4 原油価格・物価高騰対策について

ア 地方自治体が実施する原油価格・物価高騰等への対応に係る費用については、地方交付税や地方創生臨時交付金等による財政措置を引き続き

講じること。

- イ　国の経済対策による各種給付金の給付など、国の責任で行われるべき事業の実施や新たな制度の創設または見直しに当たっては、事務費等で自治体負担が生じないよう、十分な財政措置を講じること。
- ウ　自治体病院の経営に影響が生じることのないよう、十分な財政措置を講じること。
- エ　社会福祉施設等が安定的な施設経営を継続できるよう、施設形態に応じた抜本的な対策を講じること。
- オ　食材費等の高騰により影響を受けている学校給食費については、保護者負担の軽減が図られるよう、地方創生臨時交付金等による財政措置を継続すること。
- カ　積雪寒冷地である北海道では、石油製品の価格高騰が市民生活や企業活動に大きな影響を及ぼしていることから、石油製品の価格安定や安定供給の確保、石油元売関係事業者への指導など、必要な対策を継続して講じること。
- キ　電気料金の高騰は市民生活や地域経済、地方自治体の財政運営に多大な影響を及ぼしていることから、北海道の地域特性を考慮した追加の支援策などの必要な措置を講じること。
- ク　建設資材や燃料価格等の高騰により建設事業者の経営悪化が懸念されることから、公共工事のスライド条項について、受注者負担割合の軽減を図るなど、より効果的・弾力的な運用に向けて基準の見直しを進めること。

5 エゾシカによる被害対策について（出没対策）

道路交通事故の発生を防止するため、エゾシカが道路に侵入しないよう、エゾシカ侵入防止柵の設置やドライバーに注意喚起を行う路面標示などのハード対策を一層推進すること。

